

# 西の手の紙

題字 シニアコンシェルジュ 國分ひろみ

SC レター (第4号) 2016年11月発行

## 高齢者向けサービスとしての福祉車輻を使った移送サービス

福祉車輻って何だろう？

最近、朝と夕方によく見かける福祉施設の送迎車両ですが「自分には、関係ない」「施設への送り迎えだけ」「老人だけの乗りもの」と思っている方も多いのではないのでしょうか？福祉車輻といっても、利用者様の身体状況に合った様々な種類が国内の自動車メーカーから販売されています。介護や支援を必要とする高齢者や障害者が自由に外出でき、社会の中で生活の質を高め（QOL）実りある人生を送るためには、安心して外出できる仕組みが必要です。その一助となるのが福祉車輻といえます。バリアフリー化の促進や外出支援サービスなど、高齢者が安心して外出できる設備的環境や制度は整備されつつあります。しかし肝心の移動手段は、十分に確保されているとは言い切れません。2015年4月現在、要介護・要支援認定者は607万7000人。2025年には日常生活に支障を来す認知症高齢者が約470万人まで増加することが予測されています。予防の意味合いも含め高齢者の外出の機会を拡大し、社会との接点を増やす役割として「移送サービス」があります。

移送サービスは外出が困難な高齢者や障害者に対してリフト付き車両などを利用したドア・ツー・ドアのサービスです。近年生産されている日本の福祉車輻は世界で最も優れた性能や機能を有しています。

そもそも、移送サービスは、定期的な通院が必要な高齢者の移動手段が無く通院できない状況を解決するために20数年前にボランティアによる運行から始まったといわれています。本来ならば公共施策として対応されていなければならない問題ですが、公共施策は不特定多数の人に提供されることが前提のため、個別性の強い対応を行うことが難しく、長年ボランティアに頼っていた状況でした。その後2000年4月の介護保険導入に合わせて民間事業者やNPOがサービスの提供を開始し現在ではボランティア団体やNPO法人、福祉タクシー事業者、福祉協議会などが移送サービスを行っています。最も多い利用者のニーズは定期的に発生する病院や福祉施設への送迎となっています。

今後は、24時間の移送サービス提供やレジャー、旅行、買い物、お墓参り、など的高齢者や障害者の在宅での「生活の質」の向上のための移送手段の整備の充実が望まれています。言い換えれば移送サービスを充実できる団体や施設が優遇される社会となります。また個人的に福祉車輻を所有したり、レンタルしたりといったアクティブ志向も一般化しつつあります。私たちシニアコンシェルジュ協会のメンバーは、このような未来志向のお考えの方が安全に安心して「移送サービス」「福祉車輻」をご利用していけるようにお手伝いをさせていただきます。

(シニアコンシェルジュ塩山 剛司)





余談はさておき、現在、認知症などで判断能力が不十分な人は全国で 1,000 万人を超えと言われ、今後その数はさらに増加する見込みです。

「成年後見制度」は、判断能力が不十分な人のために、法律上の権限と責任をもった「後見人」によって、ご本人が支障なく普通の生活を送れるように支援する制度です。「法定後見」が既に判断能力が低下した人のための制度で、家裁が後見人の選任権を有するのに対し、「任意後見」は今元気な人が将来ぼけた時のために備える制度で、自分が後見人を予め定めることができます。

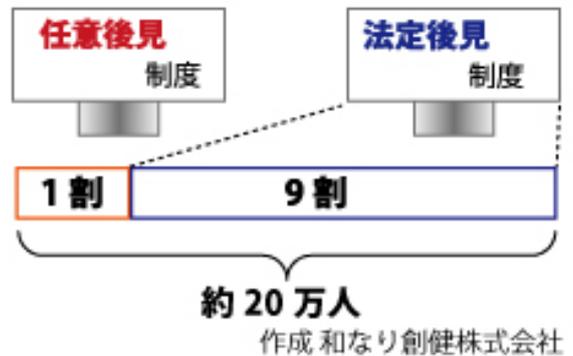
我が国の後見制度利用者約 20 万人のうち、9 割以上が法定後見であり、私は将来の伴走者である後見人を自分の意思で決めたいという立場で、任意後見を社会にもっと浸透させたいと考えています。

後見人の成り手は、当初親族後見人が全体の 9 割を占めていましたが、核家族化などにより親族の成り手が減少したり不正が横行したので、代わって弁護士や司法書士など専門職後見人の割合が急激に高まりました。しかし、専門職は

本業のかたわらで後見を行うので、財産管理に偏った後見になりがちで、専門職にも不正が発生し課題があります。後見ニーズの高まりを想定すると、親族や専門職だけで後見人を賄うことは困難とみられ、国は新たな担い手として市民後見人を育成し普及させようと、後見制度利用促進法を今春スタートさせました。

そのような中で、弊社(和なり創健)は市民後見人という新たなスタッフを社内で養成・登録し、今後増加が確実な後見ニーズへの対応を業とする「法人後見事業及び付随事業」に株式会社として初めて参入しました。「複数・継続・相互監視」という法人後見の優位性をアピールしつつ、「後見の民営化」を目指します。具体的には、シニア層に対し将来への備えとして「任意後見」の利用促進に努めるとともに、財産管理や見守り・遺言・死後事務、身元保証などシニア層の終活に関連した様々なサービスを提供してまいります。お気軽にご相談ください。

和なり創健株式会社 常務取締役 竹村 哲也 (シニアコンシェルジュ)



## シニアの結婚

遺産相続をはじめとする金銭の問題があります。入籍すれば、親の新しい配偶者も法定相続人となるので、子どもたちが入籍を反対することが少なくありません。年金生活者同士の場合、結婚後に共有財産を形成することが難しいため、マネープランをしっかりと立て、貧困状態に陥らないようにしなければなりません。さらに、認知症など成年後見が関わってくる年代であることも心積もりする必要があるでしょう。自分が先に亡くなった後、遺された再婚相手の世話や介護を誰が担うのか、葬儀やお墓はどうするのかといった問題もあります。更に、法律婚をせず、かつパートナーに遺産などを遺したい場合は尚更準備が必要です。

また、女性の場合は経済問題を抱えているがために結婚を望んでいると言われていますが、これは女性の賃金や年金が比較的低い貧困の女性化の問題でもあります。金銭のために結婚した場合はDVが起こる可能性もあり、女性の方も結婚に頼らず自分のお金を持つ工夫も自衛として考えた方が良いでしょう。

兎にも角にも、このような問題が起こる前に、シニアライフコンシェルジュにご相談いただければ、お二人の新しい生活をお二人の環境に合った形で安心して営めるよう、それぞれの分野の専門家が助言し、共にライフプランニングを行って参ります。シニアの結婚は、若いうちの結婚よりもずっと計画的である必要を今一度ご理解頂き、お気軽にご相談くださいませ。(吉川ひとみ シニアコンシェルジュ)

## シニアの結婚



**計画的な結婚が必要**

作成 一般社団法人 シニアコンシェルジュ協会

## エンディングノート

「終活」という言葉が使われるようになったのは、2009年の週刊朝日「現在の終活事情」という連載が始まりのようです。その後、2012年にユーキャンの新語造語大賞を受賞したことで、一気に広まりました。

では、「終活」って何をすることなのでしょう？「死ぬための準備」というイメージを持つ方が多いと思いますが、実は「エンディングまでの人生をいきいきと生きるための活動」なのです。人生のエンディングを人任せにするのではなく、自分で考える、そしてこれからの人生を自分らしく生きるための活動なのです。

では具体的に何をするのか・・・

- ①これまでのそしてこれからの人生について真剣に考える
- ②自分の持ち物について、残すもの処分するものについて考える
- ③医療や介護そしてお葬式・お墓などエンディングについて考えるなどです。

また、「エンディングノート」は、質問に答えることで、上記のようなことが少しずつ明確になっていきます。そして、エンディングノートを書くことによって、以下のような効果が期待できます。

- ①自分を見つめなおすことが出来る
- ②これからやりたいことを具体的に計画できる
- ③もやもやしていたエンディングへの不安が軽減する
- ④残される家族の精神的な負担を減らせるなどです。

当協会でも、エンディングノートを販売しております。いろいろと工夫を凝らしたノートとなっていますので、ご関心のある方は、ぜひ手に取っていただき、終活の一助としてご利用ください。

(シニアコンシェルジュ長谷川まゆみ)



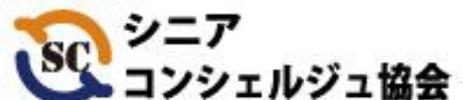
### シニアコンシェルジュ憲章

- わたしたち、シニアコンシェルジュは
- ・相談者であるシニアの利益を常に最優先します
  - ・知識と実務の探求に精進し、専門能力の向上に努めます
  - ・組織として専門的なアドバイスを提案できるネットワーク構築を目指します
  - ・シニアコンシェルジュの社会的信用の向上に努めます

シニアコンシェルジュ無料相談窓口  
フリーダイヤル  
**0120-365-624**  
お気軽に  
お電話ください!!

シニア  
コンシェルジュ協会

一般社団法人



<http://www.428c.org>

<https://www.facebook.com/428corg/>

[info@428c.org](mailto:info@428c.org)

シニアコンシェルジュ  
認定講習 申込受付中!!